



技能実習適正化支援センター（TITSC）代表の渡邊です。

令和3年11月5日に水際対策強化に係る新たな措置（19）（以下「新たな措置」という。）が発表されました。11月8日以降は、水際対策が緩和されて、外国人の新規入国制限の見直しが行われて、技能実習生についても新規入国が可能となりました。今回は、その概要についてご紹介いたします。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00318.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html)

## 1. 外国人の新規入国制限の見直し（技能実習生編）

- (1) 技能実習生については、長期間の滞在の新規入国者として、業所管省庁から事前審査を受けた場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国を原則として認めることになりました。
- (2) 新たな措置に基づき、受入責任者（実習実施者のこと）は業所管省庁（注1参照）の事前審査を受ける場合は、①申請書、②誓約書（入国者・受入責任者）、③活動計画書、④入国者リスト、⑤技能実習計画認定通知書の写し、⑥在留資格認定証明書の写し、⑦入国者のパスポートの写し、⑧入国者のワクチン接種証明書（写）（但し、⑧については、待機期間の短縮を求める場合。下記（7）項参照）を添付して、メールにより申請する必要があります。  
  
（注1）業所管省庁は、技能実習の建設職種の場合は、受入責任者の所在地を管轄する各地方整備局の担当部局となります。（例えば、関東地方の場合は、関東地方整備局 建設部 建設産業第一課）
- (3) 受入責任者が、一般監理事業の許可を得た監理団体の実習監理を受けていること（受入責任者が企業単独型実習実施者である場合を除く。）かつ、受入責任者及び当該受入責任者の実習監理を行う監理団体（企業単独型技能実習にあっては受入責任者に限る。）が、過去3年間において、技能実習法に基づく行政処分等を受けていないことが、申請の条件となります。
- (4) 受入責任者が申請主体となりますが、受入れに当たり、待機期間中の待機施設の確保や毎日の入国者の健康確認等について、監理団体に委託することにより、受入責任者の新型コロナウイルス感染症対策責任者としての業務を当該監理団体に担わせることは可能です。
- (5) 入国者に交付された在留資格認定証明書の作成日は、以下に定める期間内である必要があります。なお、在留資格認定証明書の作成日が下記期間の後の者については申請することはできません。

令和3年11月の利用対象者	2020年1月1日から2020年6月30日まで
令和3年12月の利用対象者	2020年1月1日から2020年12月31日まで
令和4年1月の利用対象者	2020年1月1日から2021年3月31日まで

- (6) 入国者は、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機が不要な非指定国・地域からの入国であっても、入国後 14 日目までの間、待機施設（バス・トイレを含めて個室管理ができる寮・アパート等）で待機する必要があります。
- (7) 技能実習生については、ワクチン接種証明書保持者に対する入国後 4 日目からの行動制限の緩和（活動計画書の記載に沿った特定行動）は認められず、入国後 14 日目までの待機が必要です。但し、3 日施設待機指定の対象国・地域及び非指定国・地域に滞在していて、有効なワクチン接種証明書を保持しており、入国後 10 日目以降の検査（PCR 検査又は抗原定量検査）陰性の場合は、待機期間を短縮することができます。

**水際強化措置に係る指定国・地域一覧（11月8日午前0時以降適用開始）**

- 検疫所の宿泊施設での 10 日間待機（退所後、入国後 14 日目まで自宅等待機）措置の対象国・地域なし（0 か国）
- 検疫所の宿泊施設での 6 日間待機（退所後、入国後 14 日目まで自宅等待機）措置の対象国・地域 トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー（3 か国）
- 検疫所の宿泊施設での 3 日間待機（退所後、入国後 14 日目まで自宅等待機）措置の対象国・地域 アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エクアドル、ケニア、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ドミニカ共和国、トルコ、ネパール、ハイチ、パキスタン、フィリピン、ブラジル、モロッコ、モンゴル、ロシア（沿海地方、モスクワ市）（19 か国・地域）

~~~~~

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者に向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代理申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : [info@titsc.org](mailto:info@titsc.org) URL : <http://www.titsc.org/>